

議案第96号

平成30年1月および2月に支給する米原市長の給料月額の特例措置に関する条例の制定について

平成30年1月および2月に支給する米原市長の給料月額の特例措置に関する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年12月7日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

職員の懲戒処分に伴い、市長の給料月額を平成30年1月1日から同年2月28日までの間減額するため、この案を提出するものである。

平成 30 年 1 月および 2 月に支給する米原市長の給料月額の特例措置に関する条例

(趣旨)

第 1 条 平成 30 年 1 月および 2 月に支給する市長の給料月額については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(平成 30 年 1 月および 2 月の給料月額)

第 2 条 市長の平成 30 年 1 月 1 日から同年 2 月 28 日までの間における給料月額は、他の条例に規定する額から更に米原市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年米原市条例第 37 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する額の 100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同号に規定する額とする。

付 則

この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。